

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

目 次

ページ

I	神奈川県東部方面線の速達性向上計画の変更について	1
II	海水浴場の開設及び海岸の安全対策について	4
III	盛土による災害を防止するための取組について	6
IV	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部改正について（県土整備局所管分）	8
V	指定確認検査機関の処分について	10

I 神奈川東部方面線の速達性向上計画の変更について

1 概要

神奈川東部方面線は、相鉄・JR直通線が令和元年に開業し、相鉄・東急直通線は令和5年3月の開業を目指して整備が進められている。

このたび、令和4年5月25日付で、整備主体である（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び営業主体である相模鉄道(株)、東急電鉄(株)から、都市鉄道等利便増進法に基づき、国への申請に先立って、県へ速達性向上計画の変更案について同意協議があった。

2 計画変更案の主な内容

現計画のうち「駅名称」と「都市鉄道施設の使用料（以下「施設使用料」という。）の額」が変更される。

(1) 駅名称

現計画	変更案
新横浜(仮称)	新横浜
新綱島(仮称)	新綱島

(2) 施設使用料の額

施設使用料は、営業主体の受益（整備による収入増と経費増の差）の範囲内で整備主体に支払うものであり、整備主体が事業費の一部として資金調達した借入金の償還資金になるものである。

今回、コロナ禍における最新の需要予測を踏まえるとともに、営業経費の増加や開業後の段階的な需要定着を想定したことから、使用料の額が変更となる。

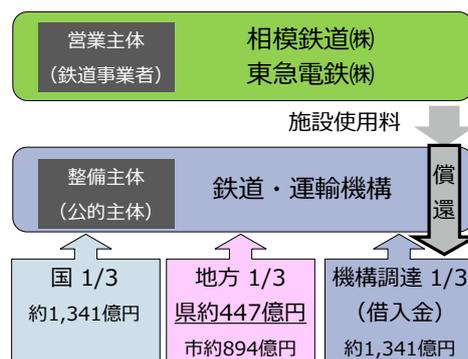
<施設使用料の額>

年度	変更案
令和5年度	1,523 百万円/年
令和6年度	2,708 百万円/年
令和7年度	3,893 百万円/年
令和8年度以降	5,671 百万円/年

※現計画は各年度 6,037 百万円/年

<事業スキーム>

(総事業費：約 4,022 億円)



3 県の対応

○ 計画変更案に対する同意

以下の理由に基づき、計画変更案について同意する方向で手続きを進める。

- ・ 総事業費及び開業時期に変更がないこと。
- ・ 駅名称「新横浜」は、横浜市営地下鉄新横浜駅の直下に建設されており、新幹線アクセス拠点として知名度が高いこと。
- ・ 駅名称「新綱島」は、東急電鉄(株)が地元の意向を受けて選定し、すでに公表されていること。
- ・ 施設使用料の額は、適正な需要予測や計画的な借入金の償還などを踏まえ、算定されていること。

なお、今後、利用しやすい運賃設定等について、横浜市と連携して要請していく。

4 今後の予定

令和4年7月	計画変更案に対する同意
夏頃	整備主体及び営業主体が国へ計画変更の認定申請
秋頃	国による計画変更の認定
令和5年3月	相鉄・東急直通線開業

○ 神奈川東部方面線 位置図



II 海水浴場の開設及び海岸の安全対策について

県内の各海水浴場において、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、開設について検討が行われた結果、今年度は多くの海水浴場が開設されることとなった。

現時点における海水浴場の開設状況と、海水浴場が開設されない海岸における県の安全対策等について報告する。

1 海水浴場の開設状況

開設	21箇所
開設せず	4箇所

(令和4年6月8日現在)

2 海水浴場が開設されない海岸における取組

県が管理する海岸においては、昨年度と同様に遊泳を目的とする来訪者が想定されるため、次の安全対策を行う。

(1) 注意喚起看板の設置

遊泳自粛を促すための注意喚起看板を海岸に設置する。

(2) 海岸パトロールの実施

ライフセーバーなどによる海岸パトロールを実施する。

3 海水浴場が開設されるまでの間の緊急的な取組

今年は、梅雨明けが統計開始以来最も早く、暑い日が続いており、海水浴場が開設される前の海岸にも多くの利用者が訪れていることから、7月1日から海水浴場が開設されるまでの間、緊急に、県が管理する海岸において、警備員の配置等による安全対策を実施する。

4 各海岸に共通する取組

海水浴場の開設の有無にかかわらず、県が管理する海岸の安全対策として、次の取組を行う。

(1) エリアマネージャーの配置による関係機関との広域的な連携

県がエリアマネージャーを配置することにより、沿岸市町、海上保安庁、ライフセービング協会などの関係機関と広域的に連携する。

(2) ドローン等の先進技術を活用した安全対策

ドローン等の先進技術を活用した監視などの安全対策を実施するとともに、沿岸市町等がドローンによる監視活動を自走化していくため、ライフセーバー向けのドローン操作講習会を実施する。

海水浴場の開設状況

令和4年6月8日現在

市・町	海水浴場	開設期間
横浜市	海の公園	7月9日～8月31日
横須賀市	猿島	開設せず
	長浜	7月13日～8月31日
三浦市	三浦海岸	開設せず
	大浦	開設せず
	和田	7月13日～9月4日
	荒井浜	7月15日～8月31日
	横堀	開設せず
葉山町	長者ヶ崎・大浜、一色、森戸	7月1日～8月31日
逗子市	逗子	7月1日～9月4日
鎌倉市	材木座、由比ガ浜、腰越	7月1日～8月31日
藤沢市	片瀬東浜	7月1日～8月31日
	片瀬西浜・鵠沼	7月1日～8月31日
	辻堂	7月16日～8月31日
茅ヶ崎市	サザンビーチちがさき	7月2日～8月31日
平塚市	湘南ベルマーレ ひらつかビーチパーク	7月16日～8月31日
大磯町	大磯	7月3日～8月28日
小田原市	御幸の浜、江之浦	7月16日～8月21日
真鶴町	岩	7月22日～8月28日
湯河原町	湯河原	7月16日～8月31日

Ⅲ 盛土による災害を防止するための取組について

1 経緯

令和3年7月3日に発生した、静岡県熱海市での土石流災害を受け、国は全国で盛土の総点検を行うこととし、本県においても、県と関係市町が連携し、総点検を実施した。

また、盛土については、各法令で個別に規制を行ってきたが、各法令の目的の限界等から盛土の規制が十分でない現状があったため、国は、全国知事会等からの要望も受け、新たな法制度の創設を行った。

2 盛土総点検の結果について

(1) 点検の概要

宅地造成等規制法、都市計画法、農地法、森林法、土砂条例等、土地利用規制にかかる法令の所管課や権限を有する市町において、書面及び現地目視等により、令和3年8月から令和4年3月までの期間、次の観点で点検を実施し、3月28日に点検結果を公表した。

- ① 許可・届出等の必要な手続が行われているか
- ② 手続内容と現地の状況が一致しているか
- ③ 災害防止の必要な措置がとられているか
- ④ 禁止事項に関する確認（廃棄物の投棄等）

(2) 点検の結果

総点検数 10,033 箇所のうち、盛土が確認されなかった 3,498 箇所を除き、対象となる盛土 6,535 箇所を点検したところ、結果は下表のとおりであった。

なお、「問題あり」の 74 箇所については、土砂崩落や土石流につながる表面の亀裂や陥没等の有無を県及び市町の職員が目視により点検したところ、直ちに災害の危険性のある盛土は確認されなかった。

項目	箇所数
盛土点検数	6,535
問題なし	6,461
問題あり	74
是正措置済等	24
法令に基づく是正措置が必要	50※ ¹
① 許可・届出等の手続なし	29※ ²
② 手続内容と現地の相違	25※ ²
③ 災害防止措置が不十分	30※ ²
④ 廃棄物の投棄等	5

※1 1箇所でも複数の措置が必要な箇所があるため、①～④の合計と一致しない

※2 法令別の重複を含む

3 盛土規制法の成立について

(1) 法律の概要

国は、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」を、令和4年5月20日に成立させた。この法律は公布の日から1年以内に施行する。

(2) 法律のポイント

- ア 都道府県等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等を都道府県等の許可の対象とする
- イ 災害防止のための許可基準等を定め、盛土等の安全性を確保
- ウ 管理責任や監督処分について、責任の所在を明確化
- エ 罰則を条例より高い水準に強化

4 今後の予定

(1) 盛土総点検結果への対応について

是正措置が必要な盛土50箇所については、引き続き、土砂条例等の現行法令に基づき、行為者等に対して是正指導を行うなど適切に対応し、盛土の安全性を確保していく。

(2) 盛土規制法の施行に向けた対応

今後、国から基本方針、政省令が示された後、規制区域の指定に向けた基礎調査や、土砂条例の見直し等について検討していく。

(3) 盛土対策の強化について

盛土規制法への対応、盛土総点検で明らかになった問題のある盛土の是正対応等、盛土対策全般に関する連絡調整体制の構築を図るため、令和4年6月9日に設置した県、県警、市町村からなる連絡調整会議を活用し、盛土対策に係る体制の強化を図っていく。

IV 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部改正について (県土整備局所管分)

1 改正の趣旨

県では、障がい者等が安心して生活し、自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務、県の基本方針並びに施設等を障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めるための整備基準の遵守等の必要事項を定めた「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」(以下「条例」という。)を平成8年4月に施行した。

条例について「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直し作業を行ったところ、県土整備局の所管する第4章(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項)では関係法令に改正があったことから、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 建築基準法改正に伴う規定の整理

建築基準法が改正され、既存建築物の用途を一時的に変更して使用する場合も、仮設建築物と同様に同法の全部又は一部を適用除外する規定が創設された。

このため、本条例においても、仮設建築物と同様に、既存建築物の一時的な用途変更について適合義務の対象外とする。

(2) 認定こども園法改正に伴う規定の整理

認定こども園法において新たに「幼保連携型認定こども園」が位置付けられたため、所要の改正を行う。

3 今後の予定

令和4年9月	第3回県議会定例会に条例改正議案を提出
令和4年10月	改正条例の施行

○ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の構成及び所管部局

条例の構成		所管部局
第1章	総則 目的、定義、県の責務、事業者の責務、県民の責務、総合的推進	福祉子どもみらい局
第2章	施策の基本方針等 施策の基本方針、障害者等の意見の反映、検討、情報の提供等、財政上の措置	
第3章	施設等の整備 公共的施設等、指定施設及び公共車両等の整備	
第4章	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項 ・対象施設の追加及び規模の引下げ ・移動等を円滑にするための基準の付加 等	県土整備局
第5章	雑則 適用除外、委任	福祉子どもみらい局 県土整備局

V 指定確認検査機関の処分について

1 処分の概要等

令和4年3月、県が、建築基準法（第77条の31第1項）等の規定に基づき、神奈川県知事指定の指定確認検査機関である一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「建築安全協会」という。）に対して、建築確認・検査業務に関する定期的な検査を実施したところ、建築確認業務について、一部、不適切な審査がなされていたことが判明したことから、令和4年6月10日に建築安全協会の処分を行なった。

2 処分事由の内容等

(1) 処分事由の概要

建築安全協会は、建築確認申請書の審査図書である「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」の審査にあたり、当該事案は、安全性を確かめた者として一級建築士の記名押印がなされているかを確認すべきところを、これを怠り、二級建築士の記名押印であるにも関わらず建築確認を行った。

なお、当該建築物については、改めて一級建築士及び建築安全協会において構造上の安全性が確保されていることを確認した。

(2) 処分の内容

【業務の停止】

- ・ 確認検査業務の停止 1 か月

【監督命令】

- ・ 当該行為が発生した原因分析に基づく再発防止の徹底等
- ・ 具体的な改善措置を含む業務改善計画書の提出

3 経過等

令和2年5月中旬	建築安全協会が確認済証交付
令和3年1月下旬	建築安全協会が検査済証交付
令和4年3月上旬	県による書類検査の実施
令和4年6月10日	「業務停止命令」及び「監督命令」発出 建築安全課ホームページにて処分に係る公示
令和4年7月20日 ～8月19日	業務停止期間（31日間）

4 今後の対応

提出される業務改善計画書等に基づき、引き続き立入検査等を行い、建築安全協会の適切な確認検査の実施を確保していく。